

# 朝日町農業委員を募集します！

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、農地利用の最適化の推進や担い手への農地利用の集積・集約や耕作放棄地の発生防止・解消等に取り組む農業委員会の委員（以下「農業委員」という）を募集します。

現在の農業委員任期満了に伴う募集となり、7月20日から職務にあたっていただきます。

## ①募集人数

**5人**（うち、中立委員1名を含む）

中立委員とは農業委員会の属する事項に関し利害関係を有しない者（農業に従事しない広範な者）



## ②任用期間 令和5年7月20日～令和8年7月19日まで

## ③資格要件

農業委員の候補者として推薦を受ける者又は募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で次に掲げる資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 町内に住所を有する満20歳以上の者であること
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるもののほか、農業委員と兼職を禁止されている職にある者でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと
- (6) 町職員でないこと

### 推薦要件

- (1) 朝日町農地台帳に登録されている農業者であること
- (2) 団体推薦は、農家組合など農業者組織団体、その他農業関係団体であること

## ④募集期間 3月1日（水）～3月31日（金）

## ⑤応募方法

3月1日（水）から役場窓口で配布及び町ホームページに掲載する規定様式に必要事項を記入し、朝日町役場産業建設課へ持参または郵送してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※推薦・応募用紙の受取り及び持参にて提出されるときは、平日8時30分～17時15分までとします。郵送は3月31日（金）必着とします。

## ⑥応募状況公表 受付期間終了後、町ホームページで公表します。

## ⑦選任方法

募集人数を超える応募があるとき、または必要と認められるときは、朝日町農業委員候補者選考委員会にて、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、町へ報告します。町は選考委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで、新たな農業委員を選任します。なお、選任結果につきましては、書面をもって応募した方全員に通知します。

※選任結果の通知は、6月定例議会終了後、6月中旬頃に行います。

## ⑧報酬（年額）

会長 125,000円 委員 105,000円

※その他、農地最適化活動交付金により、報酬額が上乘せされることがあります。

## ⑨主な業務

- (1) 毎月開催の農業委員会総会へ出席
- (2) 農地法に係る農地の権利移動、農地転用等の許可、違反転用への対応
- (3) 農地の出し手、受け手への意向確認を行い、農地利用の集積・集約化を推進
- (4) 農地利用集積計画の審議
- (5) 農地パトロールによる、遊休農地の発生防止・解消指導等
- (6) 農業者からの相談対応及び農業者への助言など

## ⑩書類の提出先及び問い合わせ先

〒510-8522 朝日町大字小向893番地 朝日町農業委員会（朝日町産業建設課内）

TEL 377-5658（町公式ホームページ）<https://www2.town.asahi.mie.jp>

